

# 茨城県報 第7325号

昭和60年2月28日

木曜日

## 目次

### 告 示

	ページ
●字区域の変更(地方課) .....	1
●国民健康保険医等の登録(医療福祉課) .....	2
●国民健康保険療養取扱機関の申出の受理( " ) .....	2
●保険医等の登録(保険課) .....	3
●ふ化業者の登録(畜産課) .....	3
●新規土地改良事業の審査(11件)(農地管理課) .....	4
●土地改良法に基づく換地処分( " ) .....	8
●土地改良法に基づく更正換地処分( " ) .....	8
●道路の供用開始(2件)(道路維持課) .....	8
●都市計画事業の変更認可(都市施設課) .....	9
●計量器定期検査の執行(計量検定所) .....	10
●計量器定期検査の執行区域等の指定( " ) .....	10
●土地改良法に基づく換地処分(土地改良事務所) .....	12

### 公 告

●料理飲食等消費税に係る公給領収証用紙の無効(税務課) .....	12
●予防接種の業務を行う医師(保健予防課) .....	12
●開発行為の工事完了(4件)(建築指導課) .....	13
●道路位置の指定( " ) .....	14

## 告 示

### 茨城県告示第289号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、御前山村長から土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業に伴い村内の字区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があつた。

この字区域の変更は、昭和60年3月1日から効力を生ずるものである。

昭和60年2月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字長倉字下町田 338の1

" 字内田 476, 479, 480, 488から493まで, 496から498まで, 498の1, 499, 508, 510, 517, 518

” 字北埜 494, 495, 512の2, 512の3, 515の2, 516  
 及びこれに伴う国有地の道路、水路等の全部を大字長倉字町田に変更  
 大字長倉字大勢 528の3の内  
 上記を大字長倉字畑根下に変更

大字長倉字畑根下 429の内, 441の3, 447の内, 448の1の内, 448の2の内

” 字町田 521の4, 521の7, 524の1, 524の3, 525, 527の1

” 字大勢 528の1, 528の2, 528の3の内, 529, 529の1, 530の1, 530の2, 531, 532,  
 532の1, 535の1, 535の2, 538, 540, 541, 543

及びこれに伴う国有地の道路、水路等の全部を大字長倉字大沢前に変更

茨城県告示第290号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第39条の規定に基づき、次のとおり国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師として登録したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和33年政令第363号）第9条の規定により告示する。

昭和60年2月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

記号番号	登録年月日	国民健康保険医等名
茨国医 第5250号	60. 1. 24	河 野 拓 司
茨国薬 第1318号	”	石 川 泰
” 第1319号	60. 1. 31	高 野 英 子
茨国歯 第1583号	60. 2. 8	片 平 知 香
” 第1584号	”	須 藤 智 志

茨城県告示第291号

次の者からの国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第37条第1項の規定による療養取扱機関の申出及び同条第5項の規定による他の都道府県の療養の給付を取り扱う旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和33年政令第363号）第1条第1項及び第2項の規定により告示する。

昭和60年2月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

機関番号	申出受理年月日	療養取扱機関名	開設者名	所在地	37条5項受理年月日	申出範囲
0510032	60. 2. 1	石岡市医師会 眼科診療所	松 葉 弘	石岡市府中 1-10-4	60. 2. 1	全国
3910072	”	筑波メデイカル センター病院	助 川 弘 之	新治郡桜村天久保 1-3	”	”

4120473	60. 1. 1	飯 田 医 院	飯 田 峻	真壁郡関城町 大字木戸52	60. 1. 1	"
0330734	60. 2. 1	ムクノキ 歯 科	椋 木 浩 治	土浦市港町 1-7-1	60. 2. 1	"
0330742	"	六 本 堂 歯 科	松 下 勲 夫	" 荒川沖 798-68	"	"
0830303	"	竜ヶ崎歯科医院	長 友 芳 郎	竜ヶ崎市米町4542	"	"
3930332	60. 1. 14	枝 歯 科 医 院	枝 正 巳	新治郡八郷町 柿岡1860-4	60. 1. 14	"

茨城県告示第292号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条の5第1項の規定により、次の医師及び歯科医師並びに薬剤師を保険医及び保険薬剤師に登録した。

昭和60年 2月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

氏 名	登録記号番号	登録年月日
片 平 智 香	茨 歯 1 6 6 4	60. 2. 8
須 藤 智 志	茨 歯 1 6 6 5	"
磯 部 博	茨 薬 1 0 0 5	60. 2. 5

茨城県告示第293号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおりふ化業者の登録をした。

昭和60年 2月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

登録番号	ふ化業者の氏名及び住所	ふ化場の名称及び所在地	登録年月日
南59-1	石岡市国府6丁目1番25号 有限会社 前 忠 商店 代表取締役 前 島 寿 子	新治郡玉里村大字上玉里字飯塚 1538-1 前 忠 孵 化 場	昭和60年 2月 4 日

**茨城県告示第294号**

行方郡牛堀町大字島須 645 前島義栄ほか23名から昭和59年12月21日付けで認可申請のあつた宿後地区土地改良事業（共同施行）については、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第95条第 3 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和60年 2 月 28 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

## 1 縦覧に供する書類

宿後地区土地改良事業共同施行規約の写し

宿後地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和60年 3 月 1 日から昭和60年 3 月 20 日まで

3 縦覧の場所 牛堀町役場

**茨城県告示第295号**

武井志崎土地改良区から昭和59年12月25日付けで認可申請のあつた武井地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 7 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和60年 2 月 28 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

## 1 縦覧に供する書類

武井志崎土地改良区定款の写し

武井地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和60年 3 月 1 日から昭和60年 3 月 20 日まで

3 縦覧の場所 大野村役場

**茨城県告示第296号**

鹿島郡大野村大字和 996 村山彰ほか53名から昭和59年12月14日付けで認可申請のあつた小見地区土地改良事業（共同施行）については、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第95条第 3 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和60年 2 月 28 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類  
 埴谷津地区農道整備事業共同施行規約の写し  
 小見地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和60年2月28日から昭和60年3月19日まで
- 3 縦覧の場所 大野村役場

茨城県告示第297号

金砂郷村長石崎力から昭和60年1月24日付けで認可申請のあつた神取地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和60年2月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類  
 神取地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和60年2月28日から昭和60年3月19日まで
- 3 縦覧の場所 金砂郷村役場

茨城県告示第298号

牛久土地改良区から昭和60年1月21日付けで認可申請のあつた井ノ岡地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和60年2月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類  
 牛久土地改良区定款の写し  
 井ノ岡地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和60年2月28日から昭和60年3月19日まで
- 3 縦覧の場所 牛久町役場

**茨城県告示第299号**

石岡台地土地改良区から昭和59年8月20日付けで認可申請のあつた羽鳥地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和60年2月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

## 1 縦覧に供する書類

石岡台地土地改良区定款の写し

羽鳥地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和60年2月28日から昭和60年3月19日まで

3 縦覧の場所 美野里町役場

**茨城県告示第300号**

千代川村長永瀬純一から昭和59年11月17日付けで認可申請のあつた鯨東地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和60年2月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

## 1 縦覧に供する書類

鯨東地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和60年2月28日から昭和60年3月19日まで

3 縦覧の場所 千代川村役場

**茨城県告示第301号**

石岡台地土地改良区から昭和59年8月20日付けで認可申請のあつた花野井地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和60年2月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類  
石岡台地土地改良区定款の写し  
花野井地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和60年2月28日から昭和60年3月19日まで
- 3 縦覧の場所 美野里町役場

茨城県告示第302号

千代川村長永瀬純一から昭和59年11月17日付けて認可申請のあつた大園木地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和60年2月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類  
大園木地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和60年2月28日から昭和60年3月19日まで
- 3 縦覧の場所 千代川村役場

茨城県告示第303号

行方郡潮来町大字延方丙1126番地粉名内猛ほか5名から昭和59年12月14日付けて認可申請のあつた前川地区土地改良事業（共同施行）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和60年2月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類  
前川地区土地改良事業共同施行規約の写し  
前川地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和60年2月28日から昭和60年3月19日まで
- 3 縦覧の場所 潮来町役場

**茨城県告示第304号**

行方郡潮来町大字潮来4046—4番地森田昌孝ほか3名から昭和59年12月14日付けで認可申請のあった十四番地区土地改良事業(共同施行)については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和60年2月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

**1 縦覧に供する書類**

十四番地区土地改良事業共同施行規約の写し

十四番地区土地改良事業計画書の写し

**2 縦覧の期間** 昭和60年2月28日から昭和60年3月19日まで

**3 縦覧の場所** 潮来町役場

**茨城県告示第305号**

昭和58年7月29日付け農管指令第360号をもつて認可した長倉地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条において準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

昭和60年2月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

**茨城県告示第306号**

昭和60年1月31日付け農管指令第67号をもつて認可した下原地区の更正換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定により公示する。

昭和60年2月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

**茨城県告示第307号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、昭和60年2月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和60年2月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男



- 1 路 線 名 県道土浦境線
- 2 供用開始の区間  
土浦市大字桜町四丁目3198—2番から  
同市 大字田中三丁目1153—1番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和60年3月2日

茨城県告示第308号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和60年2月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和60年2月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道牛久赤塚線
- 2 供用開始の区間  
稲敷郡牛久町大字中根字住還端389—1番から  
筑波郡谷田部町大字赤塚字皿砂635—3番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和60年2月28日

茨城県告示第309号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので  
同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

昭和60年2月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 筑波町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
研究学園都市計画公園事業  
5・4・001 大池公園
- 3 事業施行期間 昭和52年12月15日から昭和64年3月31日まで
- 4 事業地  
(1) 収用の部分 昭和52年12月15日茨城県告示第1319号に同じ  
(2) 使用の部分 昭和52年12月15日茨城県告示第1319号に同じ

## 茨城県告示第310号

勝田市、水戸市及び常陸太田市に対し、計量法（昭和26年法律第207号）第142条ただし書に該当する計量器の定期検査を執行するので、同法第143条の規定により次のとおり公示する。

昭和60年2月28日

茨城県計量検定所長 皆 藤 新 蔵

## 1 定期検査実施の期日

昭和60年4月8日から昭和60年5月25日まで

## 2 定期検査実施の場所

計量器の所在の場所

## 茨城県告示第311号

水戸市、土浦市、古河市、石岡市、下館市、結城市、勝田市、那珂湊市、下妻市、笠間市、水海道市、常陸太田市及び岩井市並びに猿島郡及び結城郡の各町村に対する計量器定期検査執行につき、執行区域、器物提出の日時及び場所を次のとおり指定し、計量法（昭和26年法律第207号）第143条の規定により公示する。

昭和60年2月28日

茨城県計量検定所長 皆 藤 新 蔵

執行区域	器物提出の日時	器物提出の場所	
勝 田 市	昭和60年4月11日から " 4月12日まで	(10時から 15時まで)	勝田市臨時計量検査所
	" 4月15日から " 4月19日まで	(10時から 15時まで)	" "
	" 4月22日から " 4月24日まで	(10時から 15時まで)	" "
	" 4月11日	(10時から 15時まで)	猿島町臨時計量検査所
猿 島 町	" 4月12日	(9時30分から 15時まで)	" "
	" 4月15日	(10時から 15時まで)	境町臨時計量検査所
境 町	" 4月16日から " 4月17日まで	(9時30分から 15時まで)	" "
	" 4月18日	(10時から 15時まで)	五霞村臨時計量検査所
五 霞 村	" 4月19日	(10時から 15時まで)	総和町臨時計量検査所
	" 4月22日	(10時から 15時まで)	" "
	" 4月23日から " 4月26日まで	(9時30分から 15時まで)	" "
総 和 町	" 5月8日	(10時から 15時まで)	三和町臨時計量検査所
	" 5月9日	(9時30分から 15時まで)	" "
三 和 町	" 5月9日から " 5月10日まで	(10時から 15時まで)	土浦市臨時計量検査所
	" 5月13日から " 5月17日まで	(10時から 15時まで)	" "
	" 5月9日から " 5月10日まで	(10時から 15時まで)	土浦市臨時計量検査所
土 浦 市	" 5月13日から " 5月17日まで	(10時から 15時まで)	" "

	"	5月20日から	(10時から)		
	"	5月24日まで	(15時まで)	"	"
	"	5月27日から	(10時から)	"	"
	"	5月28日まで	(15時まで)		
那珂湊市	"	5月14日から	(10時から)	那珂湊市臨時計量検査所	
	"	5月17日まで	(15時まで)		
	"	5月20日から	(10時から)	"	"
	"	5月21日まで	(15時まで)		
笠間市	"	6月3日から	(10時から)	笠間市臨時計量検査所	
	"	6月6日まで	(15時まで)		
	"	6月11日から	(10時から)	石岡市臨時計量検査所	
石岡市	"	6月14日まで	(15時まで)		
	"	6月17日から	(10時から)	"	"
	"	6月20日まで	(15時まで)		
結城市	"	6月24日	(10時から)	結城市臨時計量検査所	
	"		(15時まで)		
	"	6月25日から	(9時30分から)	"	"
	"	6月28日まで	(15時まで)		
水戸市	"	6月3日から	(10時から)	水戸市臨時計量検査所	
	"	6月7日まで	(15時まで)		
	"	6月11日から	(10時から)	"	"
	"	6月14日まで	(15時まで)		
	"	6月17日から	(10時から)	"	"
	"	6月21日まで	(15時まで)		
	"	6月24日から	(10時から)	"	"
	"	6月28日まで	(15時まで)		
常陸 太田市	"	7月1日から	(10時から)	"	"
	"	7月3日まで	(15時まで)		
	"	7月9日から	(10時から)	常陸太田市臨時計量検査所	
	"	7月12日まで	(15時まで)		
	"	7月15日から	(10時から)	"	"
	"	7月17日まで	(15時まで)		
八千代町	"	7月22日	(10時から)	八千代町臨時計量検査所	
	"		(15時まで)		
	"	7月23日	(9時30分から)	"	"
	"		(15時まで)		
千代川村	"	7月24日	(9時30分から)	千代川村臨時計量検査所	
	"		(15時まで)		
石下町	"	7月29日	(10時から)	石下町臨時計量検査所	
	"		(15時まで)		
	"	7月30日	(9時30分から)	"	"
	"		(15時まで)		
古河市	"	8月26日	(10時から)	古河市臨時計量検査所	
	"		(15時まで)		
	"	8月27日から	(9時30分から)	"	"
	"	8月30日まで	(15時まで)		
	"	9月3日	(10時から)	"	"
	"		(15時まで)		
下館市	"	9月4日から	(9時30分から)	"	"
	"	9月5日まで	(15時まで)		
	"	8月26日から	(10時から)	下館市臨時計量検査所	
	"	8月30日まで	(15時まで)		
	"	9月3日から	(10時から)	"	"
	"	9月6日まで	(15時まで)		
	"	9月9日から	(10時から)	"	"
	"	9月10日まで	(15時まで)		
岩井市	"	9月9日	(10時から)	岩井市臨時計量検査所	
	"		(15時まで)		
	"	9月10日から	(9時30分から)	"	"
	"	9月13日まで	(15時まで)		
水海道市	"	9月18日	(10時から)	水海道市臨時計量検査所	
	"		(15時まで)		
	"	9月19日から	(9時30分から)	"	"
	"	9月20日まで	(15時まで)		

	"	9月24日	(10時から 15時まで)	"	"
	"	9月25日から 9月27日まで	(9時30分から 15時まで)	"	"
下妻市	"	9月17日	(10時から 15時まで)	下妻市臨時計量検査所	
	"	9月18日から 9月20日まで	(9時30分から 15時まで)	"	"
	"	9月24日	(10時から 15時まで)	"	"
	"	9月25日から 9月27日まで	(9時30分から 15時まで)	"	"
	"	9月27日まで	(15時まで)	"	"
県 全 地 区		昭和60年 4月11日から 昭和60年 9月27日まで	(10時から 15時まで)	茨城県計量検定所 (ただし土、日祝祭日を除く)	

### 茨城県告示第312号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により県営土地改良事業岩瀬東部地区（第2工区）に係る換地処分をした。

昭和60年 2月28日

茨城県水戸土地改良事務所長 岩 瀬 豊

## 公 告

### ●料理飲食等消費税に係る公給領収証用紙の無効

次の料理飲食等消費税公給領収証用紙は、昭和60年1月20日から無効とする。

様 式	記号及び番号	紛失した者
第 15 号 の 7	C 3 7 9 1 5 4 から	勝田市東石川1808-12 橋 本 とも子
	C 3 7 9 2 0 0 まで	

昭和60年 2月28日

常陸太田県税事務所長 山 口 進

### ●予防接種の業務を行う医師

茨城県下全市町村長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条、第6条又は第9条の規定により行う予防接種については、当該市町村長が集団接種として行うほか、次に掲げる医師が次に掲げる場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第4条第3項の規定に基づき、公告する。

昭和60年 2月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

土浦保健所管内

医 師 名	病 院 名	所 在 地
塚 原 充 秋	塚 原 医 院	土浦市桜町 3—7—15
小 原 芳 道	小 原 医 院	土浦市中央 2—4—31

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和60年 2月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

第1工区

那珂郡東海村村松字真崎4439番4，同所字東川根3368番2の一部，3368番10の一部，3368番11，3375番5，3375番6，3375番8，同所字谷原1230番2の一部

2 事業主の住所及び氏名

東京都港区坂赤 1—9—13

動力炉，核料燃開発事業団

理事長 吉 田 登

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑波郡谷田部町手代木字上谷原302，301の1，303，307，305の1，306の1

2 事業主の住所及び氏名

下妻市大字下妻丁80番1

諏 訪 勝 弥

都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第4項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和60年 2月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿島郡旭村縦山字一の久保576番37

2 事業主の住所及び氏名

東茨城郡茨城町大字長岡字山の上3268

日東電気株式会社 取締役社長 阿 部 吉之助

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城郡八千代町大字若字篠ヶ崎1571番1, 1572番, 1573番, 1574番1, 1575番, 同所大字若字野方1582番1

2 事業主の住所及び氏名

東京都大田区大森西4-6-28

平河電線株式会社

代表取締役 平 河 寛

●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和60年2月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
境土木指令 第33号	60. 2. 19	(有)茨城 ハウジング (代) 野本 茂光	猿島郡三和町東 山田4035-6	猿島郡三和町大字恩名 字馬場崎2529-1	メートル 4.00	メートル 29.82

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)  
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 2, 0 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所